

## 12月定例会で可決された意見書

### 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し 地方財政に影響を与えないよう措置を求める意見書

消費税率の引き上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について、例年になく大幅な減税の要望を繰り返している。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっている。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、我が国は相対的に低い税負担水準にとどまっている。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなる。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替の税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ない。市町村財政の安定も大きく損なうことになる。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて、消費税率引き上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされている。

よって、国においては、税制改正に当たり、自動車の保有に係る税負担の軽減に対し、地方財政に影響を与えない措置を講ずるよう、次の事項を強く要望する。

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱にあるとおり、代替税源を確保され、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引き下げを図るなどの検討は総合的に判断されること。
  - 2 自動車重量税について、減収を伴う見直しが行われる場合には、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。
  - 3 自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにするとともに、税制のグリーン化機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月27日

綾瀬市議会議員 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官  
総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 あて

### 国に私学助成の拡充を求める意見書

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。

私立高校と公立高校の学費差は、平成22年度から実施され平成26年度に拡充された高等学校等就学支援金制度と、平成26年度から実施された高校生等奨学給付金により一定程度是正された。さらに、平成29年度から、私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業が始まった。

しかし、私立高校の保護者の学費負担は支援金を差し引いても年間44万円を超え、また、各都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によって学費負担に大きな格差が存在し、この格差をなくすためには国の就学支援金制度の拡充が必要となる。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額して、私立学校に通う生徒、保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るためには、就学支援金制度及び私立学校への経常費助成補助の拡充が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議員 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 あて

### 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

しかし、県の私立学校に対する生徒1人当たり経常費補助は全国最下位水準とされ、そのため入学金を除く私立高校の平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっている。

一方、保護者に対する学費補助制度は、年収590万円程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障を来す状況である。

県の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、とても高いとはいえない水準が続いている。その要因の一つとして、高い学費により私立高校を選択することができないことが挙げられる。

全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によって私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが急務であると考えられる。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

綾瀬市議会議員 武藤俊宏

神奈川県知事 あて

## 議会改革の一環として議案などを 議会ホームページで公開

平成30年9月定例会から、議会ホームページに議事日程、議案等付託審査一覧表、議案等審査結果一覧表、議案、議員提出議案などを公開しました。

また、市ホームページに掲載されている予算や決算の概要へのリンクを貼りました。



## 『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。